

事 務 連 絡
平成26年3月7日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会 理事長 殿

消費・安全局 畜水産安全管理課
薬事監視指導班

かび毒吸着剤の商品説明等における注意喚起

平素より、飼料及び動物医薬品の安全性の確保・推進に関し、御協力いただきまして、感謝申し上げます。

現在、飼料添加物や動物医薬品の製造者等から、かび毒吸着剤が販売されていますが、商品説明のパンフレットやホームページにおいて誤認を招く記述が見られます。当課で注意喚起用の資料（別紙1）を作成しましたので、貴協会の会員への周知につき、よろしくをお願いします。

なお、我が国の飼料中のかび毒の汚染実態を周知し、家畜共済統計におけるかび毒中毒による病傷・死産事故の適切な報告を求めるために、当課でパンフレットを作成し（別紙2）、都道府県や農業共済組合連合会を通じて獣医宛てに指導を行っていますので、御承知願います。

連絡先	小牟田、加藤（薬事監視指導班） TEL：03-3502-8111（内4531） FAX：03-3502-8275
-----	--

かび毒吸着剤の製造・輸入・販売等に 携わられている皆様へ

かび毒吸着剤の販売に関するパンフレットやホームページ、さらに関係誌への投稿等において、誤解を招きかねない記述が散見されます。

畜産農家に誤解を与え、過剰または不適當な対応に誘導することは望ましいことではありませんし、内容によっては薬事法や関係法令に抵触するおそれもあります。

科学的に妥当な考え方やデータを基に、製品の内容や必要性、効果を適切に伝えるようお願いいたします。

誤認を招く記述例① 基準値以下であっても検出されれば危険であると誤解させる記述

例) 国内の飼料から高い検出率!!かび毒対策が必要です!!

かび毒のうち、家畜やヒトに健康被害を引き起こす可能性のあるアフラトキシン、デオキシニバレノール、ゼアラレノンについて、家畜やヒトの健康保護を目的として基準値を設定しています。

流通飼料については、飼料原料の輸入段階及び配合飼料の製造段階で厳しい管理を行い、これらのかび毒について基準値以下の飼料を流通する体制になっています。

自給飼料については、全国的な汚染実態調査(全国 150 軒以上の農家から採取したとうもろこしサイレージ)を開始したところですが、これまでのところ、基準値を超過する飼料は、数例しか確認されていません(これらの事例でも家畜及びヒトへの健康に影響を及ぼすレベルではありません。またアフラトキシンは検出されていません)。

上記の例のような記述を行うことは、農家にかび毒の汚染実態を誤認させ、あたかも国内の全ての飼料でかび毒吸着剤の使用が必要であるかのような印象を与えるおそれがあります。

誤認を招く記述例② 妥当性が確認されていない分析法による検出結果を引用

例) ELISA キットによる測定の結果、とうもろこしサイレージから基準値を上回る濃度のアフラトキシンが検出!

とうもろこしサイレージには、分析を阻害する有機酸が含まれるため、穀物用の ELISA キットでは偽陽性となることがあります。以下のとおり、動物衛生研究所からも注意喚起が行われています。

http://www.naro.affrc.go.jp/org/niah/disease_poisoning/manual/myco-elisa.html

誤認を招く記述例③ 家畜の健康被害の原因を誘導・全ての健康被害を解消すると誤解させる記述

例) アフラトキシンの吸着率 90%！！

かび毒による家畜の繁殖障害や消化器障害は大きな問題。

家畜の健康被害の要因は様々なものがあります。かび毒吸着剤の利用により、健康被害を防止できると誤認させるような表示は薬事法上に抵触するおそれがあるばかりでなく、かび毒以外が原因である場合に、健康被害を拡大させることにもなりかねません。

また、かび毒の種類により、引き起こされる障害は異なります。上記の例のように、アフラトキシンによる吸着効果しか検証されていないにも関わらず、他のかび毒により引き起こされる健康障害にまで効果があるかのように暗示することは、景品表示法にも抵触するおそれがあります。

さらに、実験室内の結果のみをもって、生体での効果も検証済みであると誤認させる表示も不適切と判断されるおそれがあります。

誤認を招く記述例④ 「かび」と「かび毒」を混同させる記述

例) 梅雨の時期はかびの発生が問題。かび毒吸着剤を加え、かびの発生を抑えましょう。

飼料中、特にサイレージにかびが発生することがありますが、全ての場合に、かび毒が発生するわけではありません。また、飼料中にかびが目視されなくてもかび毒に汚染されていることがあります。

このような記述は、かび毒に汚染されるリスクを過大または過小に見積もらせたり、「かび毒吸着剤の添加によってかびの発生を抑制できる」、または「かびが発生した飼料でも給与できる」と誤解されるおそれがあります。

獣医師のみなさまへ



本当に
かび毒中毒ですか？



➤ 飼料中のかび毒は、国がモニタリングを実施し^(*1)、基準値に対して汚染実態が十分低いことを確認しています。

家畜の健康被害及び有害畜産物の生産防止のため、飼料中のかび毒には基準値^(*2)が設定されています。

飼料中のかび毒は、国がモニタリングを実施し、基準値に対して汚染実態が十分低いことを確認しています。

なお、エライザキットで飼料中のかび毒を測定した場合、偽陽性が出ることもあるため、注意が必要です^(*3)。

(*1) 飼料原料モニタリングの結果 http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub4_monitoring.html
なお、検索する場合のキーワードは「飼料 有害物質 モニタリング」

(*2) 例 乳用牛の飼料に設定されているかび毒の基準値

アフラトキシンB1	0.01 mg/kg
デオキシニバレノール	4 ppm
ゼアラレノン	1 ppm

その他の家畜の基準値はこちらをご覧ください。

http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryu/pdf/siryu_kijun_sido20121217.pdf
農水省のHPで「飼料 基準値」で検索

(*3) 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究所HP

http://www.naro.affrc.go.jp/org/niah/disease_poisoning/manual/myco-elisa.html
「ELISAキット 飼料 分析」で検索

➤ 汚染された飼料により家畜の健康被害を疑う事例があった場合には、農林水産省からの通知^(*4)に基づき、都道府県の飼料安全担当部署へ速やかに連絡してください。

原因となった飼料は利用できません。

また、飼料中のアフラトキシンは牛乳に移行し、人の健康に悪影響を及ぼすため、乳牛でアフラトキシン中毒が発生した場合は、当該農家から出荷される生乳の出荷を停止する必要があります。

(*4) 飼料の安全性の確保に係る家畜事故等発生時等の措置指針の制定について
(平成15年8月22日、15消安第991号農林水産省消費・安全局長通知)

http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub1_tuti.html

問い合わせ先
農林水産省 畜水産安全管理課 粗飼料対策班
TEL: 03-3502-8111(内線 4546)